

## 第2回川島町学校跡地・施設利活用検討委員会での意見・決定事項

平成30年11月26日(月)

## 1 明らかになったこと

民間事業者が主体となって設置・運営できる施設は、市街化調整区域においては、都市計画法上の用途制限が強いため、ごく一部に限られてしまう。

可能な用途の一例) 農業関係施設、小中学校など公益上必要なもの

## 2 おもな意見

- (1) 体験型施設は、跡地・施設の有効な手段の一つであると思うが、その効果を発揮するには、公共交通機関の整備が不十分な町の事情を考慮した場合、どうしても宿泊施設が必要ではないか。
- (2) 現行の都市計画法上における規制の基では、宿泊施設の設置・運営は極めて困難である。ただし、体験施設ならば公設であれば可能性はあると考えられる。
- (3) 日本語・日本文化の教育など、外国人労働者の受入体制の整備を視野に入れた検討も必要である。
- (4) 民間事業者だけでなく、庁内各課から提出された活用アイデアも参考とすべきである。
- (5) 高齢者の運転免許更新施設や特別支援学校など、公共施設の誘致も考えるべきではないか。

## 2 決定事項

- (1) ビオトープ展示施設、自然・農業体験施設、植物工場、養殖場の提案業者から、事業説明を受けることとした。